

熱海市建設工事総合評価審査委員会設置要領

平成19年3月29日

(設置)

第1条 総合評価競争入札における落札者の決定等について審査するため、熱海市総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 総合評価競争入札における落札者決定基準に関する事項
- (2) 総合評価競争入札における提示性能等の採否に関する事項

(組織)

第3条 委員は、総務部長、総務課長、建設課長、建築住宅課長、まちづくり課長、みどり農水課長、下水道課長、水道温泉課長、工事検査監室長及び施工を担当する課の長または課長相当職をもってあてる。

(委員長)

第4条 総務部長をもってあてる。

- 2 委員長は、委員会の事務を総理し議長を務める。
- 3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ開催し熱海市建設工事総合評価競争入札試行実施要領第4条に基づき2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- 2 委員会は、構成員の過半数が出席いなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは委員会に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 4 委員会は非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、契約担当課で処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。